

令和8年度 のじりこびあ遊具増設事業

公募型プロポーザル実施要領

令和8年8月

小林市 経済建設部 商工観光課

1 趣旨

のじりこぴあ遊具増設事業については、限られた事業費を最大限に有効活用する必要があるとともに専門性、技術力、企画力等を必要とする事業であることから、価格以外の提案内容を評価するため、広く提案を募集する公募型プロポーザルにより候補者を選定することとし、その手続き等について実施要領を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度 のじりこぴあ遊具増設事業

(2) 目的

野尻湖多目的広場（のじりこぴあ）は、市内外を問わず家族連れを中心に、多くの人が訪れる交流の場及び親子がふれあう憩いの場として定着している。令和6年度にはカエルをモチーフにした全天候型遊具が完成し、令和7年度の利用者数は前年度比で大幅に増加した。

一方で、利用者数の大幅な増加に伴い、特にゴールデンウィークなどの繁忙期には、遊具の利用に際して30分程度の待ち時間が発生している状況にある。

また、園内に有料遊具が限られているため、利用者数の増加を施設の収入増に繋ぎきれていない点が課題となっている。

そこで、「利用者の待ち時間の解消」及び「施設の収入増」を図るため、新たな遊具として「おもしろ自転車」を導入する。

(3) 提案内容

詳細は「令和8年度のにじりこぴあ遊具増設事業に係る仕様書」（別紙1）のとおり。

ア 車種（車種毎の対象年齢や遊び方についての提案を含む）

※車種の提案の際は、製品の写真（未完成の場合はイメージ図）、寸法、材質及び耐用年数を示すこと。

イ コース設計（必要備品、必要な人員に係る資料を含む）

ウ 利用者の安全管理方法

エ 日常の保守点検及び修繕方法

オ 導入後10年間にかかる維持管理費用を1年毎に記載したランニングコスト表

カ 他施設での導入実績が分かる資料

キ その他必要に応じて補足説明資料

(4) 納期

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

(5) 納品台数

ア おもしろ自転車 10台以上

イ キックバイク 10台

3 予算額

3,000,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 プロポーザルの種類

専門性・技術力・企画力により大きく差異がでる業務であることから、提案内容进行评估するため、広く提案を募集する公募型プロポーザル方式による。

5 契約の方法

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約とする。

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす単体企業及び複数法人による共同企業体とする。

- (1) 本社を日本国内に置く者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日において、小林市の指名停止措置若しくは入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (5) 小林市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (6) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (7) 小林市暴力団排除条例（平成 23 年小林市条例第 25 号）に基づく措置要件のいずれかに該当する者でないこと。
- (8) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できる者。
- (9) 利用者の安全確保のため、自転車本体及び関連部品について、必要な安全対策、点検、整備、修繕及び保守管理を実施できる又は納品先からの相談に柔軟に対応できる体制を有する者。

7 日程

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| (1) 公告 | 令和 8 年 8 月 28 日（金） |
| (2) 質問受付期間（参加表明） | 令和 8 年 8 月 28 日（金）～ 9 月 8 日（火） |
| (3) 質問回答（参加表明） | 令和 8 年 9 月 11 日（金） |

- | | |
|------------------|-------------------------|
| (4) 参加表明書提出期限 | 令和8年9月15日（火） 17時 |
| (5) 参加資格結果通知 | 令和8年9月18日（金） |
| (6) 質問受付期間（提案書） | 令和8年9月15日（火）～9月25日（金） |
| (7) 最終質問回答（提案書） | 令和8年9月28日（月） |
| (8) 提案書提出期限 | 令和8年10月1日（木） 17時 |
| (9) プレゼンテーション・審査 | 令和8年10月8日（木） 13時30分（予定） |
| (10) 審査結果通知 | 令和8年10月13日（火）（予定） |
| (11) 契約締結 | 令和8年10月中旬（予定） |

8 参加表明書提出

- (1) 提出期限：令和8年9月15日（火） 17時まで
- (2) 提出先：「17担当部署」と同じ。
- (3) 提出書類：参加表明書（様式第1号）
- (4) 提出方法：持参または郵送
- (5) 参加表明に係る質問の受付及び回答
 - ア 受付期間：令和8年8月28日（金）～令和8年9月8日（火）
 - イ 回答日：令和8年9月11日（金）
 - ウ 提出方法：質問書（様式第7号）を電子メールにて提出すること。
 （提出先：k_syoukan@city.kobayashi.lg.jp）
 ※電子メールの件名は「のじりこぴあ遊具増設プロポーザル質問書」とすること。
 ※受信確認のため、提出した旨を電話にて連絡すること。
 ※提出期限までに提出しないものは無効とする。
- (6) 参加確認結果通知
 - 参加表明書を提出した者について、市において参加資格審査を行い、当該業者に参加資格確認結果通知書（様式第2号）にて通知する。

9 提案書の提出に係る質問の受付及び回答

- (1) 受付期間：令和8年9月15日（火）～令和8年9月25日（金）
- (2) 提出方法：質問書（様式第7号）を電子メールにて提出すること。
 （提出先：k_syoukan@city.kobayashi.lg.jp）
 ※電子メールの件名は「のじりこぴあ遊具改修プロポーザル質問書」とすること。
 ※受信確認のため、電話にて提出した旨を連絡すること。
- (3) 最終回答日：令和8年9月28日（月）
- (4) 回答方法：随時、小林市ホームページにて公開する。（個別回答は行わない。）

10 提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類等

提案者は次の書類を提出すること。なお、提案は1社につき1案とする。

ア 提案書（様式第5号）

イ 提案資料（任意様式）

提案資料には、次の項目を記載すること。

- ・車種（車種毎の対象年齢や遊び方についての提案を含む）
※車種の提案の際は、製品の写真（未完成の場合はイメージ図）、寸法、材質及び耐用年数を示すこと。
- ・コース設計（必要備品、必要な人員に係る資料を含む）
- ・利用者の安全管理方法
- ・日常の保守点検及び修繕方法
- ・導入後10年間にかかる維持管理費用を1年毎に記載したランニングコスト表
- ・他施設での導入実績が分かる資料
- ・その他必要に応じて補足説明資料

(2) 提出部数

- ・提案書正本（提案書と提案資料を並べ左上をクリップ止め）【押印あり】 1部
- ・提案書副本（提案書と提案資料を並べ左上をクリップ止め）【押印なし】 8部

(3) 提出期限等

ア 提出期限：令和8年10月1日（木） 17時まで

イ 提出先：「17担当部署」と同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送

※提出期限までに提出しないものは無効とする。

11 審査方法等

(1) 審査方法

参加表明者が提出した提案書についての審査は、「令和8年度のじりこぴあ遊具増設事業に係る公募型プロポーザル選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において行う。

(2) プレゼンテーション及び審査日時

令和8年10月8日（木）13時30分～（予定）

(3) 会場

提案者に対して別途通知する。

(4) 審査基準

別紙2「評価基準」に基づき評価する。

12 選定及び審査結果の通知・公表

- (1) 選定委員会において評価された点数を基に、総合評価点の高い順に順位を決定し、最高得点の提案者を契約候補者とし、第2位を次点候補者とする。審査結果の総合評価点が高得点の場合は、別紙2「評価基準」の①から順に高得点の候補者を優先とする。それでも同点の場合は、同点同士の参加者のくじ引きにより決定する。その場合は、同点の参加者のみに「17 担当部署」から連絡する。ただし、評点の合計が配点合計の60%に満たない者は、当該順位付けに参入しない。
- (2) 提案者が1社の場合でも審査は実施する。
- (3) 審査結果については、提案者に書面で通知するとともに、小林市ホームページに掲載する。
ア 審査結果の通知・公表 令和8年10月13日（火）（予定）
イ 公表事項（契約候補者及び提案者総数）
- (4) 選定委員会委員の職氏名及び各委員の個別評価点については公表しないものとする。

13 契約者の決定方法

- (1) 「12 選定及び審査結果の通知・公表」において決定した契約候補者から見積書を徴し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- (2) 契約はプロポーザルの内容・価格等に準拠して締結されるものとする。
- (3) 契約候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から見積書を徴する。

14 著作権及び提出書類等の取扱い

- (1) 著作権
提出された提案書等の資料については、提案者に帰属するものとする。なお、第三者に帰属する著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。
- (2) 提案書類等
市は、本プロポーザルに関する公表及びその他市が必要と認めるときは、提案者の承諾を得ずに提案書等の資料を無償で利用できるものとする。

15 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案は失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 「16 留意事項」に示された要件に適合しないもの。
- (3) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (4) その他失格とするに足る事実が明らかになった場合。

16 留意事項

- (1) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、時間は日本の標準時、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (5) 参加表明書等の提出後、参加を辞退する場合は、「17 担当部署」まで電話にて連絡の上、辞退届（様式第6号）を提出するものとする。なお、辞退届を提出した後は、辞退を撤回することはできない。
- (6) プロポーザルにおいて知り得た小林市の事業等の内容については、守秘義務を課すものとする。また、提案が終了した後は、コピーを含めて責任をもって廃棄すること。

17 担当部署（提出及び問合せ先）

- (1) 住所 〒886-8501 宮崎県小林市細野 300 番地
- (2) 担当 小林市経済建設部商工観光課 観光 G 片地、松永
- (3) 電話 0984-23-1174
- (4) メール k_syoukan@city.kobayashi.lg.jp